

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### 1 現状

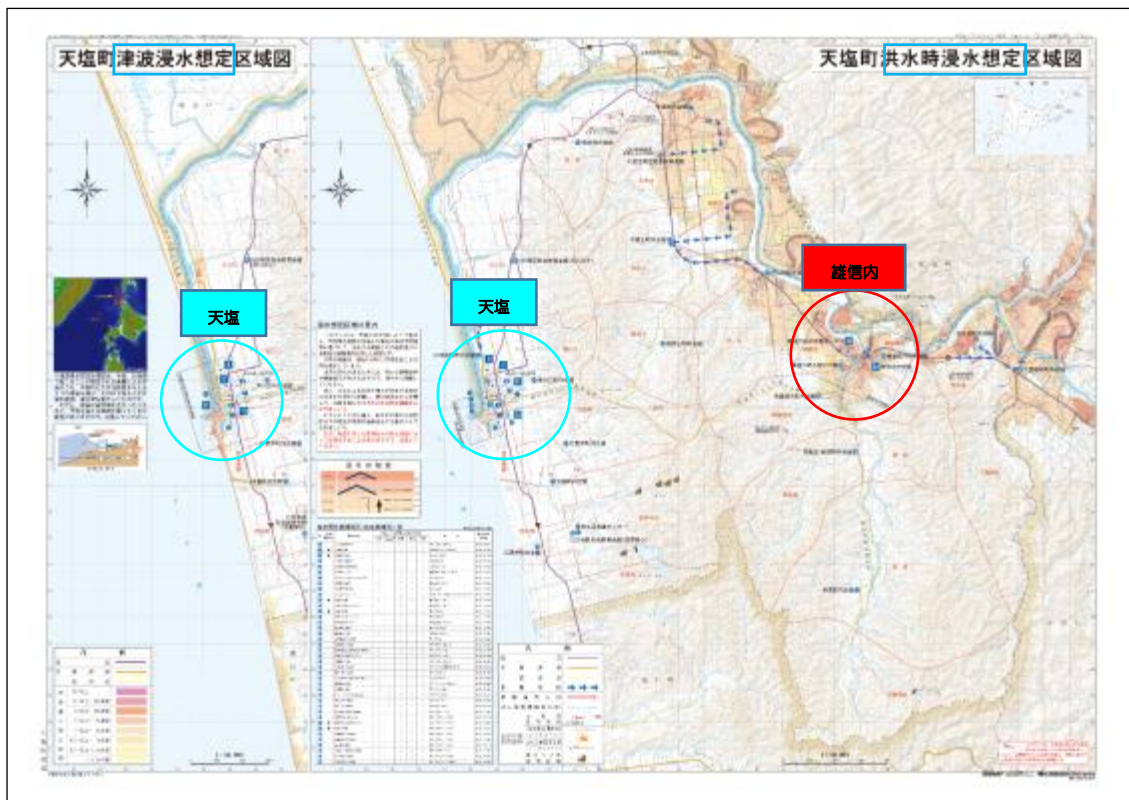
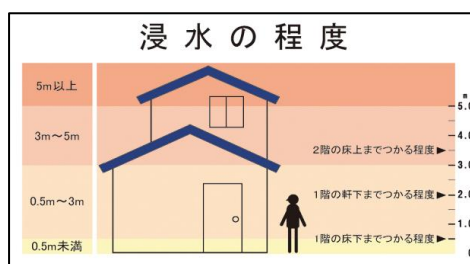
##### (1) 地域の災害リスク

##### (洪水：天塩町防災ハザードマップ)

天塩町は北海道の日本海沿岸部の最北部、北海道三大河川の一つである一級河川天塩川の河口に位置し、天塩川の流れに沿って市街地が形成されている。天塩川が氾濫した場合の浸水想定区域は、天塩町防災ハザードマップによると、国道 232 号沿線の中心市街地は浸水想定区域に含まれていないものの、主に住宅地となっている一部市街地が 3.0～5.0m の浸水域とされている。

また、雄信内地区市街地については天塩川下流域に位置し、支流であるオノブナイ川が流れており、3.0m未満の浸水域とされている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
天塩地区	0.5m未満	134
雄信内地区	0.5～ 3.0m未満	7



(天塩川水系洪水浸水想定区域図 出典：天塩町防災ハザードマップ)

##### (地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

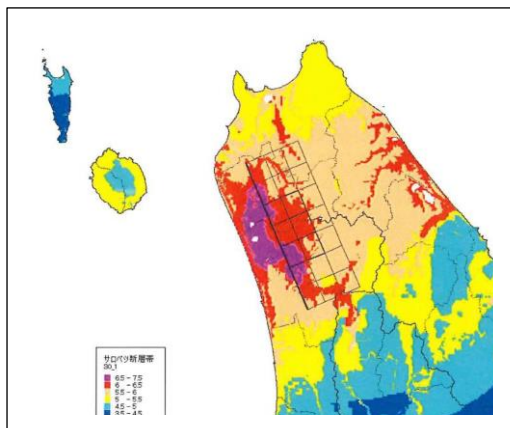
天塩町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると 2 個の断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「サロベツ断層帯」となっており、震度 6 強の地震が想定されているが、発生確率は 4%となっている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が4%以下となっているが、2017年3月に北海道西方沖地震では震度4の地震が、2018年12月に宗谷地方北部地震では震度4の地震が発生しているなど、定期的に地震が発生しているため、警戒が必要である。

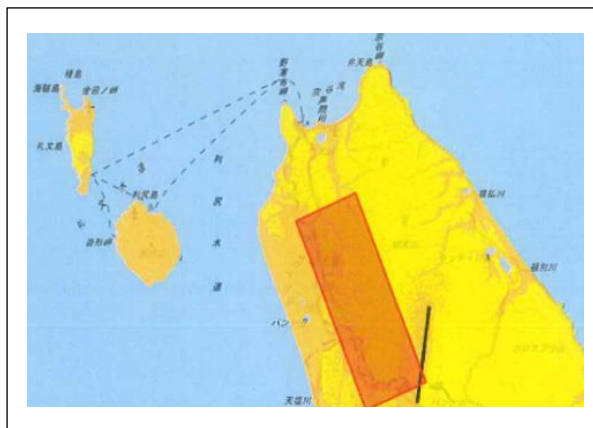
また、2018年9月の北海道胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

断層帯名	長期評価で予想した地震規模 マグニチュード	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
		30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	1.3以下	約4,000年～8,000年
						約5,100年前以後
問寒別断層帯	7.0程度	0.25%以下	0.41%以下	—	—	約12,200年
						—

(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：天塩町地域防災計画)

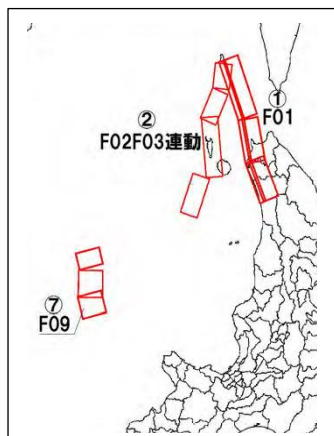


(出典：地震ハザードステーション)

**(津波：地震火山対策部会地震専門委員会)**

天塩町に津波の影響がある地震として、日本海沿岸の津波浸水想定の見直し報告書から「F01」「F02F03連動」「F09」の3つの地震が示された。

「津波断層モデル」

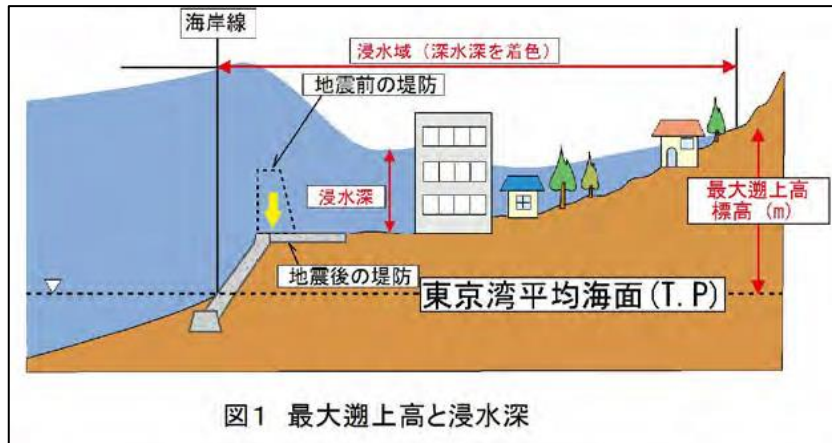


(出典：天塩町地域防災計画)

「想定津波一覧」

地点	断層	津波水位	最大遡上高	±0.2m	第1波	小規模事業者数
天塩川	F01	5.2m	5.9m	0分	1分	126
	F02F03連動		9.6m	25分	43分	
	F09	8.2m	9.8m	72分	77分	

±0.2m：津波影響開始時間  
第1波：津波第1波到達時間



領域または地震名	長期評価で予想した地震規模 マグニチュード	地震発生確率			地震後経過率	平均活動間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期
北海道北西沖の地震 「F01」「F02F03連動」	7.8程度	0.002% ～0.04%	0.06% ～0.1%	0.01% ～0.2%	0.54	3,900年程度
						約2,100年前後
北海道西方沖の地震 「F09」	7.5程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	0.02— 0.05	1,400～3,900年程度
						76.4年前後

(出典：地震火山対策部会地震専門委員会)

### 津波断層モデルの概要

対象地震	F01		F02 F03連動	
想定地震の規模	モーメントマグニチュード 7.9 ※		モーメントマグニチュード 7.8	
説明	国の報告書により設定された津波断層モデルF01モデルをベースに、大すべり域を1つに繋げたモデルを設定		国の報告書では、津波断層モデルF02とF03を別々の津波断層モデルとして設定しているが、道ではこれらの津波断層モデルを包含する形状で、北海道北西沖(沿岸側)の津波断層モデルを平成22年に設定し、津波浸水予測図を公表している。このため、防災上の観点から既に公表している津波浸水予測図を踏襲し、F02とF03の連動を新たに設定	
概要	<p>波源域と地殻変動量</p>		<p>波源域と地殻変動量</p>	
対象地震	F09			
想定地震の規模	モーメントマグニチュード 7.6 ※			
説明	国の報告書により設定された津波断層モデルF09モデルをベースに、大すべり域を1つに繋げたモデルを設定			
概要	<p>波源域と地殻変動量</p>			

※は、国の報告書で設定された津波断層モデルのモーメントマグニチュード値

(出典：地震火山対策部会地震専門委員会)

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成16年の台風18号(瞬間最大風速42m)において風害が多大な被害を及ぼした。この台風により、建物被害が200棟以上にのぼり、農業被害も莫大となった。

災害の特徴は、海岸部における高波、海岸線の急傾斜危険地帯や砂丘地におけるがけ崩れや地すべり、豪雨、融雪による河川の氾濫などの自然災害が予想され、地震による津波、液状化も懸念される。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	建物被害	農業被害	その他の被害	被害総額
H6.4.11~17	融雪		農業被害4か所	土木被害3か所	95,000
H6.9.5	集中豪雨	住家床下5戸 非住宅3戸	牧草地13ha	道路決壊5か所 農業被害(牧草)	4,646
H6.10.13	低気圧	住宅破損2戸 非住宅5戸			2,790
H6.11.3	落雷			衛生被害(水道)	3,041
H7.4.5~9	融雪		農業被害2か所	河川決壊3か所	61,792 22,402
H7.4.24	集中豪雨	住家床上2戸			
H7.11.7~9	暴風雪波浪	住家破損16戸 非住家5戸 農業施設58戸		土木被害(港湾) 水産被害(施設) 漁船沈没 1隻 衛生被害 2件 商工被害 5件 文教被害 3件 その他	1,166
					405
					22,415
					71,225
					500
H8.4.24	融雪			河川決壊(土木)2か所 河川決壊(農業)2か所	18,902 27,419
H9.10.9~13	長雨		農業被害2か所		32,000
H11.7.28~8.2	集中豪雨			土木被害10か所 林道被害9か所	15,790 108,676
H11.10.15	突風	住宅3戸 非住宅9戸		文教被害2件 その他1件	490 5,385 500 500
H12.10.8	集中豪雨	住家床上7戸 住家床下31戸	農業被害	林道被害10か所 土木被害40か所	1,982 6,937 43,300 17,560
H12.10.11	突風		農業被害1か所		42,260
H16.9.8	台風18号 (風速42m)	住家被害155件	農業被害244件	その他	42,300 521,857 42,520
H22.8.14	集中豪雨	住家被害18件	農業被害	土木被害40か所 林業被害14か所 衛生被害2か所	1,453 219,085 52,000 404,531 48,200

(出典：土塩町地域防災計画)

(感染症)

・ 新型インフルエンザ

新型インフルエンザは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ① 国民の25%が、地域ごとに流行期間(約8週間)の中でピークを作りながら順次罹患する患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤することが予想されることから、罹患した

従業員の大部分は、一定の欠勤期間後治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。

- ② ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。

・新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、屋外など十分に換気がされている場所や公共交通機関での感染は限定的であると考えられている。本感染症の伝播は実態の解明に至っておらず社会的影響を想定することは難しいが、主にクラスターを介して拡大することがわかっており、クラスター連鎖をしっかりと抑えることが必須である。これまでのクラスター分析で得られた知見から、感染リスクが高まる「5つの場面」が新型コロナウイルス感染症対策分科会により提言としてまとめられており、ガイドラインに則った予防対策等の行動が肝要である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 165 人（独自データ）
- ・小規模事業者数 141 人（H26 経済センサス）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	26	22	町内に広く分散
	製 造 業	6	4	〃
	卸 売 業	6	4	〃
	小 売 業	38	38	市街地に集中
	飲 食 業	26	20	〃
	サービス業・その他	63	53	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
天塩町防災会議条例	S37.12	
天塩町地域防災計画	H31. 4	
防災訓練の実施	R 1. 9	防災訓練の実施
	R 2.12	防災訓練・セミナーの実施
防災備品の備蓄	—	備蓄食料・アルファ米(約 5200 食)・ミキサー粥等
新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定	H27. 4	

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
リスクマネジメント資料配布	H30.9	チラシ配布 141 部
事業継続計画について周知	H30.9	広報記事掲載
災害復旧貸付制度の周知	H30.9	広報記事掲載（北海道・日本政策金融公庫資金）
損害保険への加入促進	R 2. 6	チラシ配布 20 部
防災対策について対応	R 2. 8	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認
新型ウイルス感染症拡大予防事業	R 2. 9	感染予防のための衛生用品の購入及び商工会員への配布

## 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。  
(予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等の周知が必要)

## 3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	26	22	2	2	1	1	2
製造業	6	4	0	1	0	0	1
卸売業	6	4	0	0	1	1	0
小売業	38	38	1	1	2	2	1
飲食業	26	20	2	2	1	1	1
サービス業・その他	63	53	2	1	2	2	2
合計	165	141	7	7	7	7	7

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水警戒が予想される雄信内地区並びに津波被害が想定される天塩市街地区域の小規模事業者を優先し、概ね4期(20年)で天塩・雄信内両地区の全小規模事業者が策定するよう設定し、今期5年では25%を目標とする。

### ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

#### 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

天塩町	天塩商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係団体等との連携

- ・提携先の保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。



## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	26	22	2	2	1	1	2	-	2	2	1	1
製造業	6	4	0	1	0	0	1	-	0	1	0	0
卸売業	6	4	0	0	1	1	0	-	0	0	1	1
小売業	38	38	1	1	2	2	1	-	1	1	2	2
飲食業	26	20	2	2	1	1	1	-	2	2	1	1
サービス業・その他	63	53	2	1	2	2	2	-	2	1	2	2
合計	165	141	7	7	7	7	7	-	7	7	7	7

※事業継続力強化計画を策定した次年度にフォローアップを実施する

- ・町や金融機関等の関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連絡会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	天塩町防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	天塩町住民課住民安全係

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町商工観光課と協議し、策定する。

## (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

## ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

### イ. 応急対策の方針決定

- ・天塩町災害対策本部の方針に従い、当町住民課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

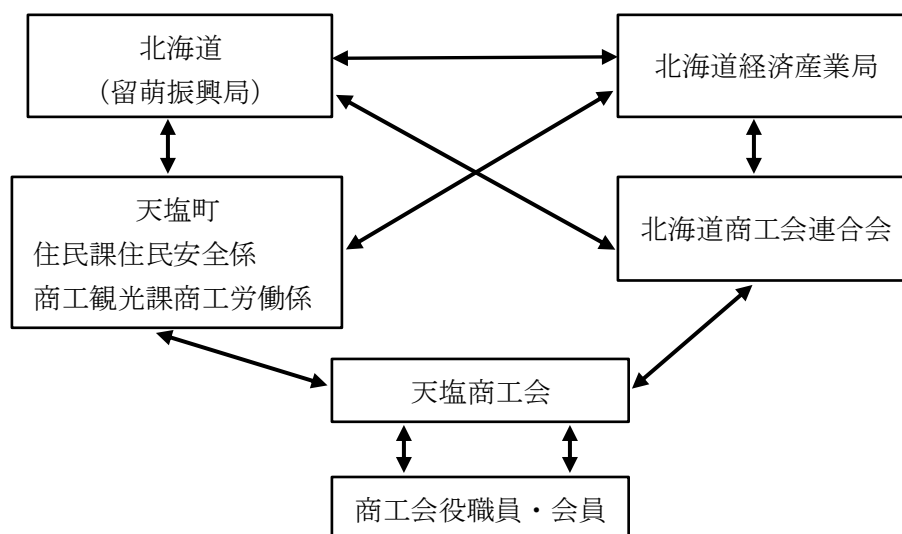
- ・当町で取りまとめた「天塩町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、留萌振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

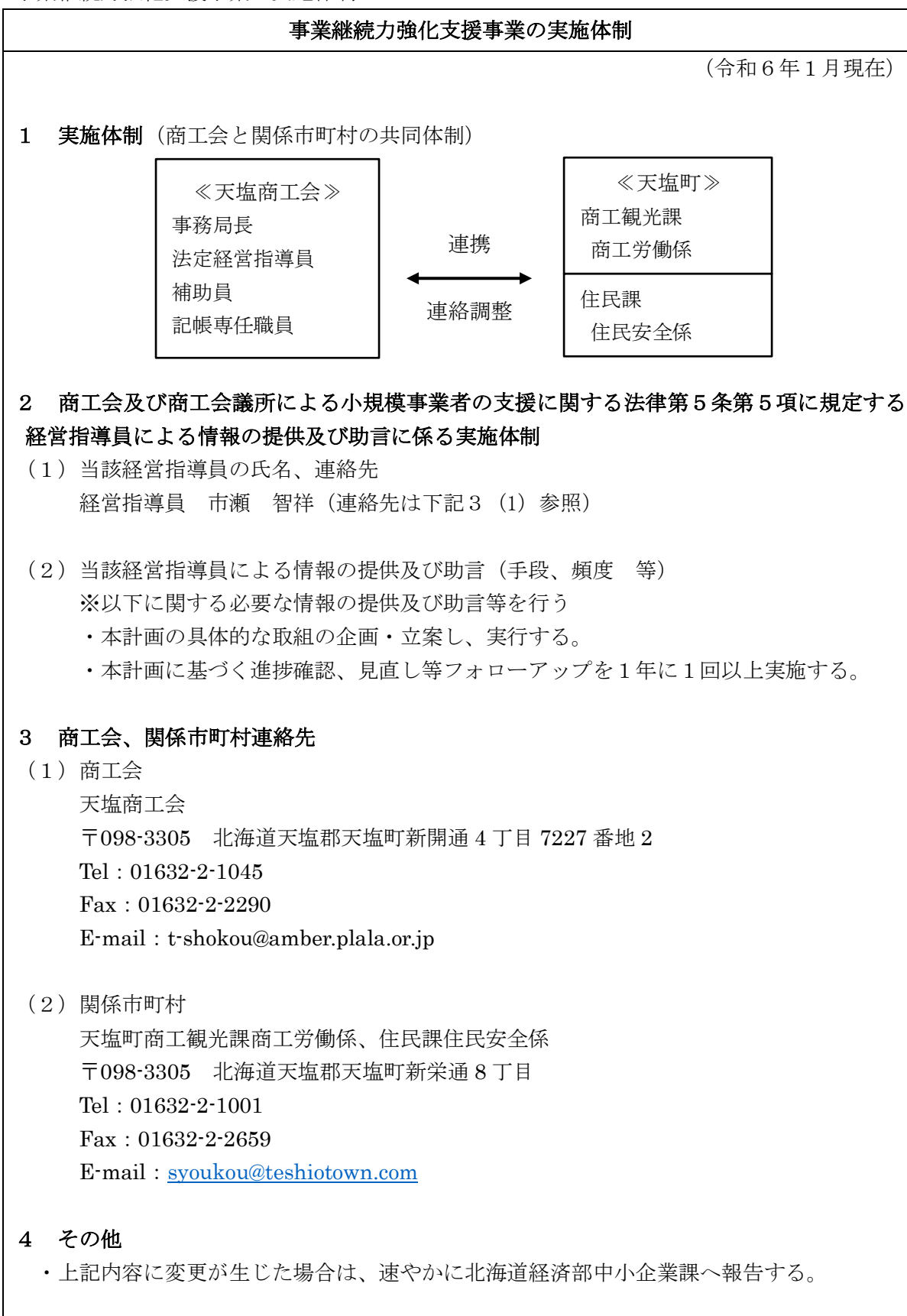
- ・天塩町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、天塩町・天塩商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ作成費	30	30	30	30	30
・ 防災感染症対策費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 2 調達方法

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。